

建築確認等手数料の納入方法

審査機関	参考の規模	納入方法
<p>天童市</p>	<p>建築基準法第6条第1項第4号建築物 広告塔及び看板：高さ4m超～10m以下 煙突：高さ6m超～10m以下 擁壁：高さ2m超～3m以下</p>	<p>建築指導係の窓口にて 納付書を受け取り、 市役所1階の市指定金融 機関にて納付。</p>
<p>山形県</p>	<p>建築基準法第6条第1項第1～3号建築物 広告塔及び看板：高さ10超 煙突：高さ10m超 擁壁：高さ3m超 鉄柱及び木柱等：高さ15m超 高架水路及びサイロ：高さ8m超 昇降機・製造施設・貯蔵施設・遊戯施設</p>	<p>県証紙の貼り付けが必要</p> <p>※市役所1階の売店でも 購入可</p>